

第3子以降給食費補助金の 申請はお済みですか？

平成27年度から3人以上のお子さんを扶養し、そのうちの第3子以降が小・中学校に在籍している保護者に、学校給食費相当額の補助金を交付します。まだ申請をしていない人は、忘れずに申請をしてください。

対象 第3子以降が小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者で次の条件を全て満たしていること。

①市内に居住していること。
②同一世帯で子供3人以上を扶養していること。

申請・請求 対象となる児童生徒が1年間に食べた給食の学校給食費の額。桐生市立以外の小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒については、同学年の桐生市立小・中学校の学校給食費の年額をもとに出席日数などを考慮し算出した額。

補助金額 対象となる児童生徒が1年間に食べた給食の学校給食費の額。桐生市立以外の小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒については、同学年の桐生市立小・中学校の学校給食費の年額をもとに出席日数などを考慮し算出した額。

申請・請求 桐生市立の小・中・特別支

援学校に在籍している児童生徒の場合」

申請書とお子さん全員分の保険証の写しを在籍している学校又は学校給食中央共同調理場に提出してください。郵送でも受け付けます。

年度末、学校への給食費の振込後、請求書を学校又は学校給食中央共同調理場に提出してください。

※桐生市立以外の小・中学校などに在籍している児童生徒の場合、申請は年度末になります。申請方法など、詳しいことは、広報きりゅう平成28年2月号でお知らせする予定です。

問い合わせは、学校給食中央共同調理場(☎450003)へ。

桐生市暮らしの便利ガイド 協賛広告を募集

市では、暮らしに必要な行政情報と市内の地図を掲載した「桐生市暮らしの便利ガイド」を(株)ゼンリンと協働で発行します。本冊子は、市内外の事業者の皆さんの掲載した広告での広告収入で作成します。10月から(株)ゼンリンの営業担当者が事業所などを訪問しますので、作成の趣旨を御理解いただき、協賛いただける場合には、広告の掲載に御協力をお願いします。なお、平成28年3月に市内の全世帯と全事業所に郵便局より配布予定です。



表紙イメージ図

ページ数 約100ページ
(A4判・フルカラー)

広告掲載の申し込み・問い合わせ (株)ゼンリン前橋営業所(☎027・252・0600)

問い合わせは、情報政策課広報広聴係(☎内線505)へ。

新副市長に鳥井英雄氏

8月26日に開かれた市議会の同意を受けて、鳥井英雄新副市長が9月10日付で就任しました。鳥井副市長は57歳。昭和55年、桐生市役所に入り、これまでに総務部総務課長、総合政策部企画課長、総合政策部長などを歴任しています。



資源物の持ち去り防止 パトロールを実施

市民の皆さんが出された資源物(新聞紙・雑誌・アルミ缶など)を持ち去る行為が横行しています。このため、持ち去る行為を続ける者に対し罰則(罰金20万円以下)を設け、警察などと連携を図りながら定期的にパトロールを実施しています。

持ち去り行為者を発見したときには、直接、声を掛けずに、発見した場所、時間、特徴(自動車ナンバーなど)を清掃センター(☎74・1014、ファクシミリ74・1011)に連絡してください。

問い合わせは、清掃センター清掃係(☎74・1014)へ。

住環境改善助成事業 申込期限が近づいています

市民が所有し居住する住宅を市内の施工業者を利用して、住宅本体の機能、住環境の向上のためのリフォーム、修繕を行う人を対象に費用の一部を補助します。

※過去にこの補助金を受けた人は対象外です。

募集件数=残りおおむね80件(先着順)
申し込み=10月30日(金)まで(土、日、祝日を除く)に市役所4階の建築住宅課へ申し込んでください。

申込方法など、詳しいことは、建築住宅課住宅係(☎内線633)へ。

桐生厚生総合病院

平成 27 年度 職員採用試験



■職種・採用予定人数

看護師＝10人程度、助産師＝2人程度、
歯科衛生士＝3人程度、事務（経験者採用）＝2人程度

採用予定期日＝平成28年4月1日

■受験資格

（1）年齢等の要件

看護師・助産師＝昭和50年4月2日以降に生まれた人

歯科衛生士＝昭和55年4月2日以降に生まれた人

事務＝昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、民間企業などの職務経験が5年以上ある人

（2）資格要件

事務以外の各職種については、当該職種の資格（免許）を持つ人又は平成28年4月1日までに取得見込みの人

■試験期日・内容

事務＝1次試験（書類選考）を実施し、合格者に対する2次試験（面接試験）を11月29日（日）に予定

その他の職種＝面接試験等を11月下旬に予定

申し込み＝10月1日（木）から21日（水）まで（土、日、祝日を除く）の午前9時から午後5時までに桐生厚生総合病院2階の総務課人事係へ申し込んでください。

申込用紙は10月1日（木）から同係で配布します。また、桐生厚生総合病院ホームページにも有ります。

その他＝看護師・助産師については、病院見学を随時受け付けています。希望する人は、事前に厚生病院2階の総務課人事係へ申し込んでください。

問い合わせは、桐生厚生総合病院総務課人事係（☎44・7163）へ。

特別障害者手当などの申請

特別障害者手当と障害児福祉手当の申請を受け付けています。

いずれも本人及び扶養義務者の所得制限があります。

■特別障害者手当

対象Ⅱ著しく重度の障害にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20

歳以上の在宅の人

金額Ⅱ月額2万6620円

■障害児福祉手当

対象Ⅱ日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の人

金額Ⅱ月額1万4480円

問い合わせは、福祉課障害福祉係（☎内線226）へ。

国民年金保険料の追納を

保険料の免除や学生の納付特例、若年者の納付猶予の適用を受けた人は、将来の受給額が少なくなってしまう。受給額を増やすために、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部又は一部を後から追納することができ、10年前の分まで遡って納付できま

す。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合は、当時の保険料に加え経過した年数に応じた加算額を上乗せして納めていただきます。問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）、市民課年金係（☎内線273）へ。

平成 27 年度 秋期集合注射 日程

期日	場所	時間
10月6日（火）	梅田公民館	13:30～13:50
	北公民館	14:10～14:30
	菱公民館	14:50～15:10
	東公民館	15:30～15:50
10月7日（水）	三ツ堀会館	13:30～13:50
	南公民館	14:10～14:30
	桜木公民館	14:50～15:10
	広沢公民館	15:30～15:50
10月8日（木）	桐生保健福祉会館	13:30～13:50
	川内公民館	14:20～14:40
	相生公民館	15:00～15:20
10月15日（木）	黒保根町保健センター	13:15～13:30
	上田沢集会所	13:45～14:00
	柏山集会所	14:15～14:30
	宿廻集会所	14:45～15:00
10月17日（土）	新里支所駐車場	13:30～15:30

犬の登録と

狂犬病予防注射（集合注射）

犬の飼い主は、飼い犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけ

けられています。本年度、狂犬病予防注射を受けさせていない場合は、左

表のとおり実施しますので必ず受けさせてください。

また、狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができますので、御都合のよいほうで、受けてください。

なお、動物病院で受ける場合は、料金が異なる場合がありますので、事前に動物病院に御確認ください。

対象Ⅱ生後91日以上の犬で、室内で飼っている犬も対象です。

料金Ⅱ3400円

未登録の犬には登録手続きを

生後91日以上の犬で未登録の場合は、別に登録手数料3000円が必要です。

問い合わせは、市民生活課男女共同参画推進・生活係（☎内線317）へ。

国土調査成果を 閲覧できます

平成26年度に現地調査した梅田町四丁目の一部の地籍図と地籍簿が作成されましたので、閲覧を実施します。
なお、対象者については、後日通知を発送します。

閲覧場所 市役所4階の都市管理課
期間 土、日、祝日を除く10月8日（木）から27日（火）まで
時間 午前9時から午後5時まで
10月18日（日）は梅田公民館で午後4時まで実施します。
問い合わせは、都市管理課 国土調査係（☎内線598）へ。

あなたの1日の動きをお聞かせください
パースントリップ調査を
実施します



都市計画や交通計画などの今後のまちづくりのための基礎資料として利用するため、群馬・栃木県の22市町村を対象にパースントリップ調査を行います。

この調査は、皆さんが日頃の生活の中で「いつ」「どこに」「どんな目的で」「どのような交通手段で」移動したかなど「人の1日の動き」を調べるものです。

無作為に抽出された世帯を対象に10月下旬から11月中旬までにアンケート調査票が郵送されます。届いた際には、調査への協力をお願いします。
問い合わせは、パースントリップ調査サポートセンター（☎0120・702・205）、県都市計画課（☎027・226・3654）、又は都市計画課計画係（☎内線754）へ。

不動産合同公売

県東部地区の市町と群馬県が合同で行う不動産合同公売において、桐生市が差し押さえた不動産の公売を実施します。

市の公売予定物件は下表のとおり9件で、それぞれ一括での公売となります。その他の各執行機関の公売物件についても案内が市役所1階の滞納特別対策室と両支所、市ホームページに有ります。

期日・時間＝12月2日（水）午後1時から受け付け

場所＝群馬県太田合同庁舎（太田市西本町60 - 27）

問い合わせは、滞納特別対策室滞納特別対策係（☎内線362）へ。

	公売財産（面積は登記簿表示）	最低公売価格 （公売保証金）	消費税区分
1	①相生町三丁目 248 番 2 宅地 301.05㎡	4,900,000 円 (500,000 円)	非課税財産
2	①川内町三丁目 225 番 1 雑種地 608㎡ ②川内町三丁目 225 番 6 宅地 629.29㎡ ③川内町三丁目 225 番地 6 居宅 木造瓦葺平家建 282.49㎡ 付属建物：物置 木造瓦葺平家建 5.15㎡	10,200,000 円 (1,020,000 円)	混在財産
3	①みどり市笠懸町阿左美 665 番 18 宅地 197.45㎡ ②みどり市笠懸町阿左美 666 番 4 宅地 33.35㎡	4,100,000 円 (410,000 円)	非課税財産
4	①相生町三丁目 564 番 7 宅地 323.16㎡ ②相生町三丁目 564 番地 7 居宅作業所 1 階 111.98㎡、2 階 48.04㎡	3,990,000 円 (400,000 円)	混在財産
5	①境野町四丁目 987 番 7 宅地 73.90㎡ ②境野町四丁目 987 番地 7、987 番地 7 先 居宅 木造セメント瓦葺 3 階建 1 階 50.17㎡、2 階 57.34㎡、3 階 38.09㎡	2,450,000 円 (250,000 円)	混在財産
6	①相生町二丁目 575 番 12 宅地 309.16㎡ ②相生町二丁目 575 番地 12 居宅 木造瓦葺平家建 109.41㎡	6,450,000 円 (650,000 円)	混在財産
7	①宮本町四丁目 1587 番 1 宅地 352.36㎡ ②宮本町四丁目 1588 番 5 宅地 1.40㎡ ③宮本町四丁目 1587 番 2 宅地 9.91㎡ ④宮本町四丁目 1588 番 2 宅地 111.65㎡ ⑤宮本町四丁目 1587 番 4 宅地 11.42㎡、持分 2/3 ⑥宮本町四丁目 1588 番 6 宅地 5.22㎡、持分 2/3	5,890,000 円 (590,000 円)	非課税財産
8	①小曾根町 1214 番 6 宅地 64.85㎡ ②小曾根町 1214 番地 6 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 34.44㎡	430,000 円 (50,000 円)	混在財産
9※	①川内町二丁目 31 番 2 畑 743㎡ ②川内町二丁目 31 番 9 宅地 447.27㎡ ③川内町二丁目 36 番 3 宅地 4.58㎡ ④川内町二丁目 31 番地 9 居宅 木造瓦葺平家建 145.74㎡	19,260,000 円 (1,930,000 円)	混在財産

※9については、農地の買受適格証明書が必要になります。